

政令市（静岡市・浜松市）にお住まいの皆様へ



～ 個人住民税の寄附金控除について ～

政令市^{※1}在住の方について、平成29年1月1日以後に寄附した寄附金の住民税からの控除率^{※2}が改正されました。

※1 地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市のこと。政令指定都市とも呼ばれています。
 ※2 地方税法第37条の2第1項第3号若しくは第4号又は同法第314条の7第1項第3号若しくは第4号の規定に基づき、県又は市町村が条例で定める寄附金に係る寄附金税額控除です。

平成29年度税制改正大綱で、県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う道府県から政令市への税源移譲が行われ、平成30年度分以後の住民税から**政令市在住の方の個人住民税所得割の税率が次のとおり見直されました。**

税率	見直し前	見直し後
個人市民税	6%	8%
個人県民税	4%	2%

※見直し後の合計税率は10%のままです。

この見直しに伴い、平成29年1月1日以後に行われた寄附から、住民税の寄附金税額控除の計算方法は次のとおりとなります。

《改正の概要》 ※【重要】政令市（静岡市、浜松市）在住の方の場合に限ります。

区分		見直し前	見直し後
寄附金税額控除の計算方法	個人市民税	(寄附金額－2千円) × 6%	(寄附金額－2千円) × 8%
	個人県民税	(寄附金額－2千円) × 4%	(寄附金額－2千円) × 2%

※ 表中の「寄附金額」は、寄附した金額の合計額と総所得金額等の30%のいずれか低い金額となります。

この結果、**平成29年1月1日以降、静岡県のみが条例で指定し、政令市（静岡市、浜松市）が指定していない法人に対して行った寄附については、市民税からの寄附金税額控除の適用がないため、受けられる税額控除額が改正前と比べ少なくなります**ので御留意ください。

【寄附金税額控除イメージ】

寄附金税額控除の対象となる寄附金は、条例に基づき、県又は政令市が指定します。そのため、県とお住まいの政令市の両方が指定している場合と、いずれか一方のみが指定している場合があります。（寄附先の団体に対して寄附金の指定状況を御確認ください。）

寄附先の団体が、県又は政令市において受けている指定の状況に応じて、寄附金税額控除額は以下のとおりとなります。

寄附金税額控除の対象とする旨の県又は政令市の指定			例：12,000円を寄附した場合の税額控除額			
				見直し前	見直し後	増減
ケース①	県 政令市	指定	県民税	400円	200円	全体の控除額は変わりません。
		指定	市民税	600円	800円	
ケース②	県 政令市	指定 なし	県民税	400円	200円	▲ 200円
			市民税	—	—	
ケース③	県 政令市	なし 指定	県民税	—	—	+200円
			市民税	600円	800円	

※ ケース②のような例が生じることがありますので、御注意ください。

【控除を受けるには確定申告が必要です】

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の確定申告期間中に、所得税の確定申告をする必要があります。（確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。）

確定申告については税務署にお問い合わせください。

なお、所得税が課税されず、個人住民税のみ課税対象となる場合には、寄附をした翌年の3月15日までにお住まいの市町村（1月1日現在の住所地）に対して申告が必要になります。

◎ 静岡県の県民税の寄附金控除対象法人については、県ホームページを御覧ください。

アドレス：<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/kenzeigaiyou/1002336/1002341/index.html>

（または「静岡県 条例指定寄附金」と検索してください。）

【お問い合わせ】

静岡県経営管理部財務局 税務課 企画管理班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話番号 054-221-2974